

## 化製場の設置等に関する指導要綱

### (目的)

第 1 この要綱は、化製場の構造設備及び維持管理、化製場の適正な設置の指導等に関し、必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第 2 この要綱で使用する用語は、化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号。以下「法」という。）及び化製場等に関する法律施行条例（昭和 59 年条例第 34 条。以下「条例」という。）で使用する用語の例による。

### (設置者等の責務)

- 第 3 化製場の設置者及び管理者（以下「設置者等」という。）は、化製場の設置に当たっては、周辺環境との調和を図るとともに、美観の保持に努めるものとする。
- 2 設置者等は、化製場の構造設備及び維持管理について、法、条例、廃棄物の処理、公害の防止等関係法令に定める基準のほか、法第 5 条第 1 号から第 3 号までに規定する管理者の講ずべき措置及び条例第 3 条第 1 項に規定する構造設備の基準に関し別に定める事項を遵守するものとする。

### (化製場の設置等に係る事前協議)

- 第 4 化製場を設置しようとする者は、法第 3 条第 1 項の許可に係る申請を行う前に、化製場の設置場所を所管する保健所の長（以下「保健所長」という。）に協議するものとする。
- 2 前項の規定により保健所長と協議を行おうとする者は、別に定める書類を添えて、化製場設置（変更）事前協議書を保健所長に提出しなければならない。
- 3 化製場の構造設備等を変更しようとする者は、法第 3 条第 2 項の規定による届出を行う前に、保健所長に協議するものとする。
- 4 第 2 項の規定は、前項の協議を行おうとする場合に準用する。
- 5 第 1 項又は第 3 項に基づく事前協議は、法及び条例に定める基準のほか、化製場の設置又は構造設備等の変更（以下「化製場の設置等」）に係る関係法令の基準及び第 3 条第 2 項を満たすものでなければならない。
- 6 保健所長は、第 1 項又は第 3 項の協議を受けたときは、その内容を県民くらしの安全課に報告するものとする。

### (事前説明)

- 第 5 化製場を設置し、又は構造設備等を変更しようとする者は、第 4 条第 1 項又は第 3 項の協議に先立って、次に掲げる者に対し、当該協議の内容について、説明を行うものとする。
- (1) 化製場の用地から概ね半径 2km 以内の周辺地域の居住者
- (2) 化製場に隣接する土地の所有者
- (3) 化製場への原料等の搬入に用いる道路であって、新たに取り付けるもの又は既設のもの（原料等の搬入により交通に支障が生ずる恐れがあるものに限る。）に隣接する区域の居住者

- (4) 化製場からの放流水の放流先水路等の管理者及び利水権者
  - (5) その他保健所長が必要と認める者
- 2 前項の説明は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行うものとする。
- (1) 説明会を開催し、説明を行う方法
  - (2) 関係住民等に対し個別に説明を行う方法（自治会長、町内会長等地域の代表者を通じて間接的に説明を行う方法を含む。）
- 3 化製場の構造設備の変更の場合であって、その内容が次のいずれかに該当する場合は、第1項の説明は要しないものとする。
- (1) 周辺的生活環境に及ぼす影響がない場合
  - (2) 関係法令による手続きを要さない場合
  - (3) その他保健所長が不要と認める場合
- 4 第1項から第3項までに定めるもののほか、説明の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### (通知)

- 第6 保健所長は、第4第1項又は第3項の協議を受けたときは、その内容を審査し、協議が調った旨又は調わなかった旨を当該協議を行った者に通知するものとする。
- 2 保健所長は、審査に当たっては、県民くらしの安全課と協議するものとする。

#### (勧告)

- 第7 保健所長は、化製場を設置しようとする者又は化製場の構造設備を変更しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、理由を付して、化製場の設置等の中止その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- (1) 第4第1項若しくは第3項の協議をせず、化製場の設置等に着手し、又は法第3条第1項の許可に係る申請若しくは法第3条第2項の規定による届出をしたとき。
  - (2) 第6の通知を受けないで、化製場の設置等に着手し、又は法第3条第1項の許可に係る申請若しくは法第3条第2項の規定による届出をしたとき。
- 2 保健所長は、第4第1項又は第3項の協議を申し出た者が第5の規定による説明を行わないときは、当該者に対し、当該説明を行うべきことを勧告することができる。

#### (適用除外等)

- 第8 この要綱は、皮革の製造のみを行う化製場については、適用しない。
- 2 第3から第7までの規定は、法第8条に規定する製造の施設のうち、化製場と一体的に使用するものの設置又は構造設備等の変更に準用する。

#### (補則)

- 第9 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 化製場の設置に関する指導要綱実施要領

### (趣旨)

第1 この要領は、化製場の設置等に関する指導要綱（以下「要綱」という。）に基づき、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

### (化製場の構造及び維持管理に関する基準)

第3 要綱第3条第2項の別に定める事項は、次のとおりとする。

#### (1) 構造設備

- ア 条例第3条第1項第2号アの適当なこう配は、汚水、洗浄水が停滞することなく排水溝に完全に流入でき、かつ、作業に支障をきたさないものとする。
- イ 条例第3条第1項第2号イの内壁は、清掃が容易にできる構造とすること。
- ウ 条例第3条第1項第2号エの設備は、ボイラー等の煙突に臭気を吸い込ませて一定の高さに放散させることができるものとする。
- エ 条例第3条第1項第2号オのその他の設備は、二重ドア、完全密閉、エアーカーテン等臭気対策も考慮したものとする。
- オ 条例第3条第1項第4号の汚水だめ及び同項第7号の排水溝は、昆虫の発生及び臭気の発散を防止する構造とすること。

#### (2) 維持管理

法第5条第1号から第3号に規定する措置は、次によること。

- ア 受け入れる原料の量は、当該化製場の能力に見合った適正なものとする。
- イ 汚水等が化製場から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに当該施設の使用を停止し、流出した汚水等の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。
- ウ 化製場の正常な機能を維持するため、定期的に化製場の点検及び機能検査を行うとともに、施設又は設備が破損した場合は、直ちに補修すること。
- エ 取り扱う原料等の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。
- オ 化製場から排水を放流する場合は、その水質を生活環境の保全上の支障が生じないものとする。
- カ 化製場の内外の清掃等を行い、美観の保持に努めること。
- キ 蚊、はえ等の発生防止に努め、構内の清潔を保持すること。
- ク 化製場の煙突等から排出されるガスによる生活環境の保全上の支障が生じないよ

うにすること。

#### (事前協議)

第4 要綱第4第1項又は第3項の事前協議は、化製場設置(変更)事前協議書(様式第1号)によるものとする。

2 前項の協議書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。ただし、協議の内容に応じて、別表に定めるところにより、その一部を省略することができる。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 化製場設置事前説明結果書(様式第3号)
- (3) 化製場変更設備等対照表(様式第4号)
- (4) 化製場施設計画書(様式第5号)
- (5) 位置図
- (6) 見取図
- (7) 構造図
- (8) 土地の登記事項証明書
- (9) 施設設置事業場用地の現状写真
- (10) 賃貸借契約書の写し
- (11) 施設設置事業場平面図
- (12) 施設設置事業場縦横断面図
- (13) 処理工程図
- (14) 管理体制系統図
- (15) 運転管理仕様書

#### (説明の実施等)

第5 要綱第5第1項の説明は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業計画の概要
- (2) 化製場の設置場所
- (3) 化製場の種類、処理方式及び処理能力
- (4) 化製場において処理する原料の種類
- (5) 化製場の位置、構造等の設置に関する計画
- (6) 化製場の維持管理に関する計画
- (7) 生活環境に対する影響及びその保全対策

2 要綱第5第1項の説明を説明会の開催により実施する場合は、次のいずれかにより周知を図るものとする。

- (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に折り込み広告を出すこと。
- (2) 印刷物を各戸配布すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、保健所長が適切と認める方法

(提出書類の部数等)

第 6 第 4 の規定により保健所長に提出する書類の部数は、正副 2 部とする。

## 別表

	項目	新規	変更
1	事業計画書	○	○
2	化製場設置事前説明結果書	○	■
3	化製場変更設備等対照表	—	○
4	化製場施設計画書	○	※
5	位置図	○	○
6	見取図	○	○
7	構造図	○	※
8	土地の登記事項証明書	○	※
9	施設設置事業場用地の現状写真	○	○
10	賃貸借契約書の写し	○	※
11	施設設置事業場平面図	○	※
12	施設設置事業場縦横断図	○	※
13	処理工程図	○	※
14	管理体制系統図	○	※
15	運転管理仕様書	○	※

■ 事前説明を要する場合に限る。

※ 内容に変更がある場合に限る。

様式第1号（第3第1項関係）

（第一面）

岩手県知事 様 設置者等 住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 電話番号 化製場設置（変更）事前協議書 化製場の設置（構造設備等の変更）をしたいので、化製場の設置等に関する指導要綱第4第1（第3項）の規定により、関係書類を添えて協議します。		年 月 日	
設置の場所（所在地）			
原材料の種類及び処理量 （ t / 日 （ ） 時間 ）	食肉残渣	内臓：	脂肪：
		骨：	その他
製造品目		油脂・にかわ・肥料・飼料・その他（ ）	
変更の内容・理由（変更の場合）			
化製場の構造等に関する計画	構造及び設備の概要		
	処理方式の概要		
	汚物	汚物だめ	
		浄化槽	
	汚水処理	汚水だめ	
		排水溝	
		排水先	
	排水量		
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	

（A4）

(第二面)

化製場の維持管理に関する計画	汚物処理の方法に関する事項		
	昆虫の発生の防止及び駆除に関する事項		
	臭気処理対策に関する事項		
	その他化製場の維持管理に関する事項		
関係法令の協議状況等	関係法令の名称	協議状況	協議先
※事務処理欄			



様式第2号（第3第2項関係）

事 業 計 画 書

(作業のフローシート)

備考 原材料の種類ごとに区分がある場合は、その区分を明記してください。

(A4)

化製場設置事前説明結果書

対 象 者	対 象 者 (団 体) 名	電 話 番 号
	団 体 の 代 表 者 氏 名	電 話 番 号
	対 象 者 住 所	
	団 体 の 代 表 者 住 所	
	対 象 者 区 分	
	団 体 中 の 対 象 者	
事 前 説 明	説 明 日 時	
	説 明 実 施 場 所	
	説 明 者	
	説 明 方 法	
説明に対して提出された意見、要望等		
意見、要望等に対して講ずる措置		
その他参考となる事項		

- 備考1 「対象者区分」欄は、要綱第5第1の区分に従って記載してください。
- 2 対象者区分を明記した事前説明対象者一覧表を別途作成し、添付してください。
- 3 事前説明に使用した資料を1部添付してください。

様式第4号（第3第2項関係）

化製場変更設備等対照表

変 更 の 内 容		変 更 前	変 更 後
原材料の種類及び処理量 ( t / 日 ( ) 時間 )			
製 造 品 目			
構造等に関する計画	構 造 及 び 設 備		
	処 理 方 式		
	汚 物 だ め		
	浄 化 槽		
	排 水 溝		
	排 水 先		
	排 水 量		
	その他化製場の構造等に関する事項		
化 製 場 の 附 帯 設 備			
維持管理に関する計画	汚物処理の方法に関する事項		
	昆虫の発生の防止及び駆除に関する事項		
	臭気処理対策に関する事項		
	その他化製場の維持管理に関する事項		

備考 「化製場の附帯設備」欄は、設備名、方式、能力及び数量を記載してください。

(A4)

化製場施設計画書

（第一面）

原材料の種類及び製造品目	区 分	種 類	性 状		
	処 理 前				
	処 理 後				
(処分等方法)					
施設設置事業場用地	施 設 の 種 類	設置場所（所在地）	所 有 者	面 積	地 目
				m <sup>2</sup>	
	用途指定の有無及び内容				
施設設置事業場用地に係る貸借関係	契 約（予 定） 年月日	年 月 日			
	貸 借 期 間	年 月 日～ 年 月 日			
	貸 借 条 件 等				

備考 原材料の区分がある場合は、その区分を明記してください。

（A4）

(第二面)

化製場の維持管理の概要	化製処理する原料の搬入時における確認及び計量の方法	
	化製処理する原料の飛散、流出及び悪臭の発散防止方法	
	ねずみ、蚊、はえその他の害虫の発生防止方法	
	放流水（未処理水を含む。）の適正処理方法	
その他参考となる事項		

(A 4)